

自転車の交通違反に対し

青切符（交通反則切符）が適用されます。

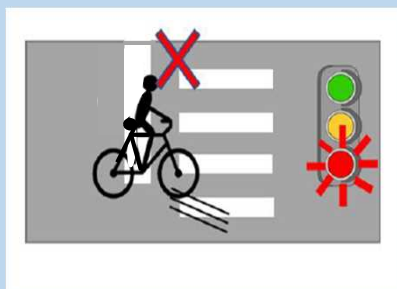
令和8年4月1日から



対象

- ・自転車の違反行為のうち、明白かつ定型的な一定の行為（反則行為）
- ・年齢16歳以上（運転免許の有無は関係なし）

対象となる主な交通違反の例と反則金額



【信号無視（赤色）】
反則金：6,000円



【一時不停止】
反則金：5,000円



【携帯電話使用等（保持）】
反則金：12,000円



【二人乗り】
反則金：3,000円



【並進】
反則金：3,000円



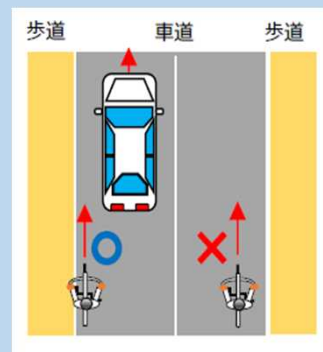
【傘差し運転】
反則金：5,000円



【遮断踏切立ち入り】
反則金：7,000円



【無灯火】
反則金：5,000円

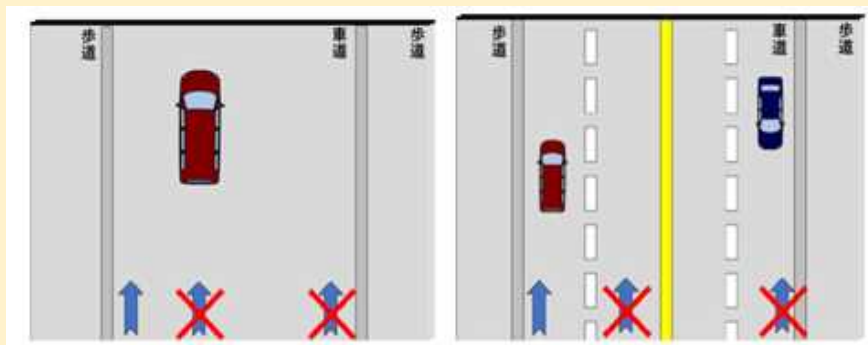


【車道の右側通行】
反則金：6,000円



自転車の安全利用（主な交通ルール）

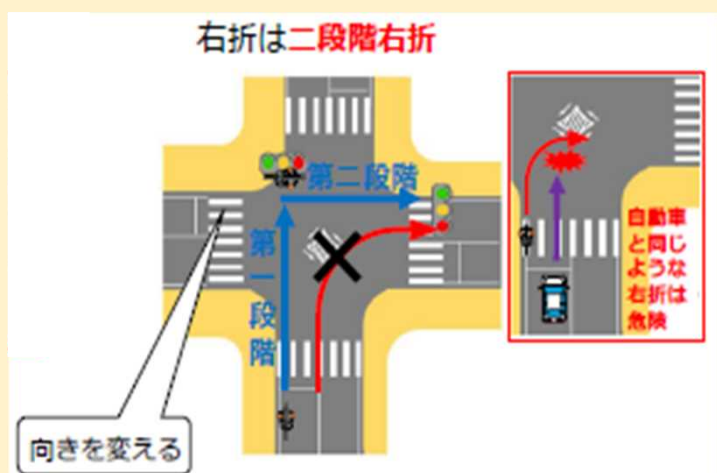
① 車道通行の原則



○ 道路の左側端に寄って、通行しなければなりません。

○ 右側通行（逆走）すると車と正面衝突する危険があります。

② 交差点での右折方法（二段階右折）



○ 信号機のある交差点又は信号機のない交差点のいずれであっても、事前にできるだけ道路の左側に寄り、大回りに右折（二段階右折）しなければなりません。

○ 自動車のようにあらかじめ道路の中央によって右折（小回り右折）することはできません。

③ 夜間はライト点灯



夜間は、ライトを点灯し、自転車の存在をアピールしましょう。

④ 飲酒運転は禁止



【酒酔い運転】
5年以下の拘禁刑又は
100万円以下罰金

【酒気帯び運転】
3年以下の拘禁刑又は
50万円以下罰金

⑤ ヘルメット着用



自転車に乗るときは、安全のためヘルメットをかぶりましょう。

☆詳しくは、こちら



警察庁交通局 自転車ルールブック



長 崎 県 警 察

